

令和4年度亀岡市地域密着型サービス運営委員会及び亀岡市地域包括支援
センター運営協議会 会議録（概要版）
（第2回会議）

1. 日時

令和5年2月16日（木） 13:30～15:30

2. 方法

対面とWebを併用した会議

3. 会議次第

- 1 開会
- 2 連絡・報告事項
 - (1) 亀岡市地域密着型サービス運営委員会
 - ア 亀岡市地域密着型サービス事業者等の指定・指導について
 - (2) 亀岡市地域包括支援センター運営協議会
 - ア 令和4年度指定介護予防支援委託状況について
 - イ 亀岡市地域包括支援センター上半期活動報告について
- 3 協議事項
 - (1) 亀岡市地域包括支援センター運営協議会
 - ア 亀岡市地域包括支援センター運営方針（案）について
（第8期 令和5年度版）
 - イ 基幹型センターについて
- 4 その他
- 5 閉会

4. 配布資料

- ・資料1 令和4年度亀岡市地域密着型サービス事業所の指定・指導について
- ・資料2 令和4年度指定介護予防支援委託状況について
- ・資料3 亀岡市地域包括支援センター上半期活動報告について
- ・資料4 亀岡市地域包括支援センター運営方針（案）について
- ・資料5 基幹型センターについて
- ・亀岡市密着型サービス運営委員会及び亀岡市地域包括支援センター運営協議会委員名簿
- ・亀岡市地域密着型サービス運営委員会設置要綱
- ・亀岡市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

5. 出席者（敬称略）

< 委員 >

構成区分	団体名他	氏名（敬称略）
①学識経験者	佛教大学 教授	おかざき ゆうじ 岡崎 祐司
②保健、医療及び福祉関係者	亀岡市医師会 副会長	うえき たかのり 植木 孝宜
②保健、医療及び福祉関係者	亀岡市薬剤師会 代表	にしがみ のりこ 西上 敬子
②保健、医療及び福祉関係者	亀岡市歯科医師会 会長	おぎの しげる 荻野 茂
②保健、医療及び福祉関係者	京都府南丹保健所 企画調整課長	かわかつ りつこ 川勝 律子
②保健、医療及び福祉関係者	亀岡市社会福祉協議会 事務局長	たかはし よりこ 高橋 依子
③介護保険サービス事業者及び居宅介護支援事業者	亀岡市ケアマネジャー連絡会 会長	まえぶら ゆたか 前瀬 豊
④介護保険の被保険者及び介護保険サービスの利用者	第1号被保険者	たけがみ あつこ 竹上 淳子
⑤その他本会で必要と認められる者	井上合同事務所 司法書士	うえだ くみこ 上田 具美子
⑤その他本会で必要と認められる者	亀岡市自治会連合会 幹事	ゆあき ゆたか 湯浅 豊
⑤その他本会で必要と認められる者	亀岡市民生委員児童委員協議会 副会長	もりなが まさゆき 森永 正幸
⑤その他本会で必要と認められる者	特定非営利活動法人 NPO 亀岡人権交流センター 事務局長	ともなが まや 友永 まや

<事務局>

- ・ 亀岡市 健康福祉部高齢福祉課

<地域包括支援センター>

- ・ 亀岡地域包括支援センター 山脇主任介護支援専門員
- ・ 南部地域包括支援センター 西村管理者
- ・ 中部地域包括支援センター 竹岡センター長
- ・ 西部地域包括支援センター 松田管理者
- ・ 川東地域包括支援センター 岸本管理者
- ・ 篠地域包括支援センター 秦センター長
- ・ つつじヶ丘地域包括支援センター 岡本センター長

6. 主な会議内容

【開会】<事務局>

【新委員紹介】<事務局>

報告事項

(1) 亀岡市地域密着型サービス運営委員会

ア 亀岡市地域密着型サービス事業者等の指定・指導について

<事務局説明>・・・資料1

(2) 亀岡市地域包括支援センター運営協議会

ア 令和4年度指定介護予防支援委託状況について

イ 亀岡市地域包括支援センター上半期活動報告について

<事務局説明>・・・資料2

<地域包括支援センターからの上半期活動報告>・・・資料3

<会長>

地域との関わりの中で「民生委員と定期的に顔の見える機会を設ける」とありますが、具体的にどのような形式で関わっているのですか。また、重層的な課題を抱えたケースとはどのようなものですか。

<地域包括支援センター>

上半期は地域ケア推進会議の開催に向けて自治会や民生委員と定期的に話し合いを行っています。また、直接民生委員が亀岡地域包括支援センターへ相談に来られることもあるので、迅速に対応しています。

重層的な課題とは、高齢者だけではなく介護をしている家族にも課題があったり、小さな子どもと一緒に生活しているなどのケースがあり、障がいや子育て分野の専門職と連携をしながら対応をしています。

<副会長>

各地域包括支援センターで行っている民生委員や地域住民に向けた講座や研修等の資料は、それぞれの包括で作成をしているのですか。もしくは共通の資料を使っているのですか。

<地域包括支援センター>

認知症サポーター養成講座など全国的に展開されている講座については、所定のテキストやガイドブックを活用しています。民生委員を対象とした介護保険制度や認知症などの講座は独自で資料を作成しています。

<地域包括支援センター>

昨年12月に民生委員の改選があり、新任の民生委員からは「地域包括支援センターとはどのような業務をしているのかわかりにくい」と言った相談があったため、地域包括支援センターの業務について独自に資料を作成し説明をしています。

<副会長>

研修資料などは、地域包括支援センターで共通したものを作成し、内容を改善しながら活用できれば業務の効率化を図ることができると思います。

<会長>

川東地域包括支援センターからの報告で、認知症に対する理解不足による人権問題とは具体的にどのようなことですか。

<地域包括支援センター>

認知症の一人暮らし高齢者が小規模多機能型居宅介護のサービスを利用しながら在宅で生活をされていることに対して、近所の方から川東地域包括支援センターに「認知症の高齢者を買物に行かせて地域包括支援センターは何をしているのか」といった相談がありました。

<委員>

総合相談事業における虐待の相談件数が224件となっており、圏域ごとに相談件数の差がありますが、地域の特性や傾向を合わせながら分析することで虐待の未然防止の対策が柔軟に立てられると思います。相談分類の「虐待」と「家族・家族問題」では、つつじヶ丘地域と川東地域の人口における相談件数の割合が高いことが気になります。特につつじヶ丘地域では東つつじヶ丘、西つつじヶ丘、南つつじヶ丘で地域の特性も異なっているため、相談件数についてはどのように分析をされているのですか。

西部地域では相談分類の「苦情」が38件「その他」が776件と他の包括支援センターと比べて高い数値となっていますが、どのように集計をされているのですか。

<事務局>

高齢者虐待については市と地域包括支援センターが連携をしながら対応しており、令和4年度途中の対応実件数としては「49件」となっています。このうち高齢者虐待として令和3年度に「8件」、令和4年度に「13件」計「21件」認定をしたうえで対応をしています。今回地域包括支援センターの相談件数として報告しているのは虐待の疑いを含めた延べ件数となっておりますので、実件数とは差が生じています。

虐待における家族形態につきましては、高齢者虐待の認定をした「21件」のうち夫婦のみの世帯「6件」、未婚の子と同居世帯「8件」、子ども夫婦と同居世帯「5件」、その他親族と同居世帯「2件」となっています。川東地域とつつじヶ丘地域の虐待における家族形態の分析としては、川東地域は、夫婦のみの世帯「2件」、未婚の子と同居世帯「1件」、子ども夫婦と同居世帯「2件」で、つつじヶ丘地域は、夫婦のみの世帯「1件」、未婚の子と同居世帯「1件」、子ども夫婦と同居世帯「2件」、その他親族と同居世帯「1件」となっています。家族形態における地域特性は殆どなく、亀岡市全体では未婚の子と同居世帯が最も多くなっている状況です。家族形態と虐待要因についてクロス集計をすると、夫婦のみの世帯では「介護疲れや認知症」、未婚の子と同居世帯では「未婚の子がひきこもりや精神疾患がある」ケースが多くなっています。また、子ども夫婦と同居世帯では「家族関係」が原因となっているケースが多くなっています。

西部地域の「苦情」の件数については、介護サービスを利用している方から複数回苦情の相談が入っているため件数が多くなっています。苦情の内容としては、地域包括支援センターへの苦情だけではなく、介護サービスや医療機関、ケアマネージャーへの苦情についても計上しているため相談件数が多くなっています。西部地域の「その他」の件数については、対応をする上で該当するものすべてに記録をしておき、相談分類にない対応をした場合は「その他」で計上をしているため、件数が多くなっています。現在の記録形態では、地域包括支援センター職員にもかなり負担がかかっているため、マニュアル及び記録様式の見直しを行っているところです。

<地域包括支援センター>

虐待の相談件数が増えていることに関しては、支援者や地域住民の方の意識が高まっており、相談に繋がっていると感じています。地域包括支援センターの社会福祉士連絡会では、日常生活の支援を行っているヘルパーやデイサービス、ケアマネージャーを対象とした虐待対応の研修会を実施しています。

<委員>

西部地域の苦情の件については、複数回相談される場合や複合的な課題を抱えている場合は、亀岡市や他の相談機関から判断を仰ぎ、課題解決に取り組むことも大切であると思います。

<地域包括支援センター>

苦情の相談をされている方に関しては、自分の思いが事業所へ伝わらなかったり、事業所の対応が悪かったりするとすぐに担当のケアマネージャーに相談の電話をされています。数年前から対応をしているケースで西部地域包括支援センターだけでは対応しきれない部分があるため、亀岡市や事業所と連携をしながら対応をしています。

<会長>

苦情の相談をされている方も、とても困っている当事者であると思います。電話で相談ができる環境であることは、当事者が孤立していないとも言えるため、関係性を築きながら対応をすることが大切です。

<委員>

困難なケースについては、相談件数の報告の際に注意事項として詳細を記載することで、次回への対応の策も立てやすくなると思います。相談分類の整理についても検討していく必要があると思います。

<副会長>

高齢者の免許返納による交通問題や移送問題において、社会資源など利用できそうなものはありますか。

<地域包括支援センター>

西別院町自治会では福島医院への送迎車を週1回出していますが、内科受診の送迎のみであるため、利用者の方からは他にも様々な形で受診の送迎ができないかとの声が挙がっています。現時点では自治会などの関係機関と調整中ではありますが、病院受診における移送支援について検討をしています。

<地域包括支援センター>

西部地域では畑野町と宮前町で移送ボランティアをされています。本梅町と東本梅町では、車両や保険関係、人材などの問題から移送支援の取り組みが進んでいませんが、今後のことを考えるきっかけとして、地域ケア推進会議で他府県の移送支援についての勉強会を開催しました。山間地で一人暮らし高齢者などは、最寄りのバス停まで行くことが困難であり、バスの本数も少ないため重大な課題となっています。

<事務局>

交通問題に関しては、中間山間地だけに限った問題ではありません。年齢が上がってくると公共交通だけを充実させていくだけでは解決する問題ではないため、包括的に考えていかなければいけないと思います。

協議事項

(1) 亀岡市地域包括支援センター運営協議会

ア 亀岡市地域包括支援センター運営方針（案）について （第8期 令和5年度版）

<事務局説明>・・・資料4

<会長>

次年度につきましては、事務局から提案のあった内容で進めていただければと思います。

イ 基幹型センターについて

<事務局説明>・・・資料5

<副会長>

第9期介護保険事業計画期間中は専門職の配置できないため、基幹型センターとして名乗ることができないとのことですが、センターの役割が機能していれば充分だと思います。第8期介護保険事業計画と第9期介護保険事業計画では、権利擁護や困難事例への対応についてどのように変わるのですか。

<事務局>

現時点では、生活支援係に配置している専門職は、保健師のみとなっています。市全体の職員配置の関係で、確実に配置できるとは言えませんが、専門職の強化として、社会福祉主事の資格を取得したり、研修に参加しています。今後は、地域包括支援センターの専門職種からの権利擁護や虐待の相談において、専門的に対応できる体制を整えていきたいと考えています。

<副会長>

虐待の対応などについて、具体的に対応が変わる部分などはありますか。

<事務局>

既に設置している中核機関と基幹型センターを併設し、権利擁護などの専門的な対応ができるように進めていきたいと思っています。

<会長>

第9期介護保険事業計画期間中は、専門職の配置などの課題があるため、基幹型センターの機能を持った係として機能強化をしていくという認識ですね。また第10期介護保険事業計画期間は現状の専門職の配置では財源の問題があるということですか。

<事務局>

第10期介護保険事業計画期間では、財源の問題もありますが、地域包括支援センターの在り方自体も変わってくる可能性があると思います。現在、南部・西部・川東は専門職種を2.5人配置としているため、全体的な配置の見直しも含めて考えていかなければいけないと思っています。

<会長>

今回基幹型センターについて議論を進めてきましたが、地域包括支援センターから意見はありますか。

<地域包括支援センター>

地域包括支援センターの業務は、資格を持っているからできるというわけではないと思います。地域包括ケアシステムの中核機関として、職員として何をすべきなのかなどの理念浸透をさせる必要があると感じております。新たな人材の確保も大切ですが、継続して働ける地域包括支援センターの運営を目指して、委託元である亀岡市の基幹型センターの設置や後方支援をお願いしたいと思っています。

<会長>

人材確保は非常に難しい問題で、地域包括支援センターの業務は、一定のキャリアを積み、専門的な知識を有している方でないと難しいのが現状です。

基幹型センターにつきましては、第9期、第10期介護保険事業計画期間中に介護保険法の改定などで状況が変化する可能性はありますが、運営協議会でも基幹型センターの設置に向けてよい提案ができればと思います。

それでは、本日の議事は以上となります。

<事務局>

岡崎会長ありがとうございました。本日の議事を全て終了することができました。委員の皆様にはご協力をいただきまして、誠に厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

本日いただきましたご意見等につきましては、今後の地域包括支援センターの運営等に反映させていただきたいと思います。

本日は、長時間にわたりご参加いただき、慎重なご審議をいただきましたことをお礼申し上げます。次回の会議につきましては、次年度行いますので、御案内の際には御出席いただきますようよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

(15:30閉会)